

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により次のとおり公表する。

協議の場を設けた区域の範囲	協議の結果を取りまとめた年月日	当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況	当該区域における農業の将来の在り方	当該区域における農地中間管理事業の活用方針
後迫 (高宮町)	H29.11.4	法人 0経営体 個人 2経営体 集落営農 0組織	土地利用型作物については、水稻を中心とした作付を行い、離農や規模縮小する農家の農地を借り受けたり耕作放棄地を解消することで経営規模拡大をめざし、生産費のコストダウンを図る。中心となる経営体と連携する者(兼業農家・自給的農家)は、農地の貸付け・有害鳥獣被害対策・災害時の法面・農業用施設の点検を担うほか、知見を活かした技術的指導や助言を行う。	農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
九文久 (美土里町)	H29.11.14	法人 0経営体 個人 3経営体 集落営農 0組織	原流域を活かした良質な米を生産する。畜産及び野菜農家経営を行う。農地利用及び労働力利用の観点から適切な複合化とする。もち、みそ、漬物の農産加工、直売を進める。各農業者の子息に経営の移譲が円滑に行われるよう支援する。管理不足農地について、生活環境維持の観点から利活用、管理向上を進める。	農地集積にあたっては、できるだけ農地中間管理事業を活用し、安定的かつ安心な農地の流動化を進める。
深瀬 (甲田町)	H30.2.12	法人 1経営体 個人 0経営体 集落営農 0組織	土地利用型作物については、水稻を中心とした作付を行い、離農や規模縮小する農家の農地を借り受けたり耕作放棄地を解消することで経営規模拡大をめざし、生産費のコストダウンを図る。中心となる経営体と連携する者(兼業農家・自給的農家)は、農地の貸付け・有害鳥獣被害対策・災害時の法面・農業用施設の点検を担うほか、知見を活かした技術的指導や助言を行う。深瀬地域の農地は将来、中心となる経営体への面的集積を図ることとする。中心となる経営体は地域の農業者から農地を引き受ける依頼があったときは、可能な範囲でこれに応じる。	農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
田口・紅原 (甲田町)	H30.3.24	法人 2経営体 個人 1経営体 集落営農 0組織	土地利用型作物については、水稻・麦・そばを中心とした作付を行い、離農や規模縮小する農家の農地を借受けたり耕作放棄地を解消することで、経営規模拡大を目指し、生産費のコストダウンを図る。中心となる経営体と連携する者(兼業農家・自給的農家)は、農地の貸付け、有害鳥獣被害対策、災害時の法面・農業用施設の点検を担うほか、知見を生かした技術的指導や助言を行う。地域の農地は将来、中心となる経営体への面的集積を図ることとする。中心となる経営体は地域の農業者から農地を引き受ける依頼があったときは、可能な範囲でこれに応じる。	地域の農地所有者、農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。農地中間管理事業の活用を推進していく。
中北 (美土里町)	H30.4.21	法人 0経営体 個人 4経営体 集落営農 0組織	水稻を中心とした作付を行い、離農や規模縮小する農家の農地を借り受けたり、耕作放棄地を解消する事で、経営規模拡大を目指し、生産費のコストダウンを図る。	地域の農地所有者、農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
門田 (高宮町)	H30.8.25	法人 2経営体 個人 1経営体 集落営農 0組織	中心となる経営体と連携する者(兼業農家・自給的農家)は、農地の貸付け・有害鳥獣被害対策・災害時の法面・農業用施設の点検・井手の管理を担う。	地域の農地所有者、農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
表郷・新迫 (高宮町)	H30.8.28 H30.9.23	法人 2経営体 個人 3経営体 集落営農 0組織	中心となる経営体と連携する者(兼業農家・自給的農家)は、農地の貸付け・有害鳥獣被害対策・災害時の法面及び農業用施設の点検・水利の管理等、担い手と協議した役割を担うほか、知見を活かした技術的指導や助言を行う。	地域の農地所有者、農業をリタイア・経営転換する人、担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
勘部 (高宮町)	H30.10.5	法人 2経営体 個人 1経営体 集落営農 0組織	土地利用型作物については、水稻を中心とした作付を行い、離農や規模縮小する農家の農地を借り受けたり耕作放棄地を解消することで経営規模拡大をめざし、生産費のコストダウンを図る。中心となる経営体と連携する者(兼業農家・自給的農家)は、農地の貸付け・有害鳥獣被害対策・災害時の法面・農業用施設の点検を担うほか、知見を活かした技術的指導や助言を行う。	地域の農地所有者、農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
原田 (高宮町)	H30.12.8	法人 4経営体 個人 18経営体 集落営農 0組織	認定農業者を原田全地域の担い手に位置づけることで、現在の担い手の高齢化等による担い手不足を防ぐ。また、地主は水管理等に協力する。地域の農地は将来、中心経営体への面的集積を図ることとする。中心経営体は地域の農業者から農地を引き受ける依頼があったときは、可能な範囲でこれに応じる。	地域の農地所有者、農業をリタイア・経営転換する人、担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。認定農業者は、全域の担い手とし、認定農業者以外の担い手は、各旧プランをエリアとする。また、担い手同士それぞれの経営農地の交換をすることで分散した農地の集約化を図る。
下房後 (高宮町)	H30.10.5	法人 0経営体 個人 3経営体 集落営農 0組織	地域の農業を維持・継続するために認定農業者を中心とし、新規に就農する者を地域で育成していく。また、新規就農者主たる経営は、ハウス野菜であるが、地域の農地の大半を占めた水田の管理についても指導し、農地の保全に努める。離農にともなう休耕田や耕作放棄地について、農地の有効利用を地域全体で検討し、農地の貸付、耕作等を含め地域全体で農地保全に取り組む。	地域の農地所有者、農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
原山 (高宮町)	H31.1.6	法人 6経営体 個人 6経営体 集落営農 0組織	地元出資法人の設立を図り、持続的な農業の発展と新規就農者の育成を図っていく。基盤整備により大規模な野菜団地を造って、企業参入等の農地の利用促進を促し、新規就農者や離農する農業者を雇用するなど、新たな雇用の創出を行う。酪農家の農地の連担化やたい肥の利用を図り、循環型の農業を促進する。	農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により次のとおり公表する。

協議の場を設けた区域の範囲	協議の結果を取りまとめた年月日	当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況	当該区域における農業の将来の在り方	当該区域における農地中間管理事業の活用方針
下甲立 (甲田町)	H30.1.21	法人 2経営体 個人 0経営体 集落営農 0組織	土地利用型作物については、担い手が水稲を中心とした作付を行い、離農や規模縮小する農家の農地を借り受けたり耕作放棄地を解消することで経営規模拡大をめざし、生産費のコストダウンを図る。中心となる経営体と連携する者(兼業農家・自給的農家)は、農地の貸付け・有害鳥獣被害対策・災害時の法面・農業用施設の点検を担うほか、知見を活かした技術的指導や助言を行う。地域の農地は将来、中心経営体への面的集積を図ることとする。担い手は地域の農業者から農地を引き受ける依頼があったときは、可能な範囲でこれに応じる。	農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
小原 (甲田町)	H30.1.28 H30.3.21 H30.6.17	法人 2経営体 個人 2経営体 集落営農 1組織	担い手が主に水稲を中心とした経営を行うため、離農や規模の縮小を行う農地を借り受け、規模拡大をめざし、生産コストの低減を図る。また、地区の農家は担い手と協力し、農地の集積、用排水路等の保全管理を行う。	農業をリタイア・経営転換する人、担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
加屋 (甲田町)	H30.12.22	法人 1経営体 個人 0経営体 集落営農 0組織	土地利用型作物については、担い手が水稲を中心とした作付を行い、離農や規模縮小する農家の農地を借り受けたり、耕作放棄地を解消することで、それぞれ経営規模拡大を目指し、生産費のコストダウンを図る。中心となる経営体と連携する者(兼業農家・自給的農家)は、農地の貸付、災害時の法面・農業用施設の点検を担うほか、知見を生かした技術的指導や助言を行う。	地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
戸島3区 (向原町)	H30.10.13	法人 1経営体 個人 0経営体 集落営農 0組織	中山間地域等直接支払事業及び多面的機能支払事業を活用し、集落全体の環境保全を維持する。法人及び自耕作者が水稲を主に作付する。耕作放棄地をなくす。有害鳥獣対策を行い作物の収穫を安定させる。農道、水路、畦畔、法面の維持管理を的確に行う。定期的に草刈りを行う。水管理を随時行い、水害を防止する。	農業をリタイア・経営転換する人、担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
坂11区・12区・13区 (向原町)	H30.10.14 H30.10.16 H30.12.15	法人 0経営体 個人 3経営体 集落営農 0組織	水稲を中心とした作付を行い、離農や規模縮小する農家の農地を借り受けたり、耕作放棄地を解消する事で、経営規模拡大を目指し、生産費のコストダウンを図る。	農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。